補足資料－３

公共事業予算の一括配分制度について

国土交通省の発足に伴い、平成13年度から導入された公共事業予算の一括配分制度により、各地域単位での直轄事業の実施、補助事業の調整等を総合的に行うことができることになりました。

東北地方整備局では、省庁統合のメリットを活かし、直轄事業と補助事集の連携をはじめ他省庁との連携・調整をも含めた施策の総合的な展開を図るとともに、施策の効率化、効果の早期発現、質の向上を図るため都市整備、防災、水循環、交通連携、交通安全等に係る施策の本格的な融合・連携を進め、社会資本の整合的、効率的な整備、総合的な交通体系の構築等を進めます。

予算配分イメージ

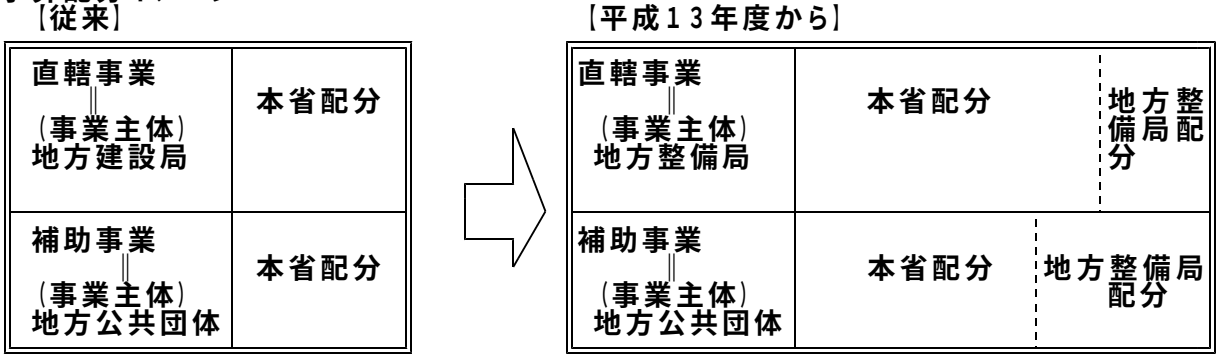

(参考)本省配分対象事業と一括配分対象事業の主な内訳

直轄事業	本省配分 道　路:高規格・地域高規格等 河　川:遊水地・放水路等大規模改良、ダム事業 港　湾:重要港湾等 公　園:国営公園 営　繕:新営事業等	地方整備局配分 道　路:維持修繕等 河　川:維持修繕等 営　繕:施設特別整備
補助事業	本省配分 道　路:臨時交付金等 河　川:ダム事業等 港　湾:重要港湾等 下水道:公共下水道、流域下水道(都道府県・政令指定市が施行) 公　園:大規模公園、閣議決定等により開催することを決定した行事等の対象となる公園等 市街地:市街地再開発等 住　宅:公営住宅(民間・公社施行)	地方整備局配分 道　路:地方道等 河　川:維持修繕、中小規模河川等 港　湾:地方港湾 下水道:公共下水道、都市下水路(市町村が施行) 公　園:統合補助事業として市町村が整備する公園等 市街地:まちづくり交付金 住　宅:公営住宅(県・市町村施行)